

SDGs登録認証制度ロゴマーク等制作業務委託 仕様書

1 業務名

SDGs登録認証制度ロゴマーク等制作業務委託

2 業務目的

本市は2018年にSDGs未来都市に選定され、また「岡山市第六次総合計画後期中期計画」において各施策をSDGsと紐づける等、全庁をあげてSDGs達成に資する取組を行うとともに、市民団体、事業者等の取組も支援してきた。

本年12月末に、企業の取組を促進させ、地域の活性化を図る制度として、SDGs達成に貢献する事業者を本市が審査、登録するSDGs登録認証制度「岡山SDGs推進パートナーズ【仮称】」の募集を開始する。これにあわせて、本市のSDGs推進の取組の発信や市民・事業者等へのSDGsの理解浸透を図るためのロゴマークと、SDGs登録認証制度「岡山SDGs推進パートナーズ【仮称】」の募集開始に関する広報資材を制作するものである。

※SDGs企業認証制度「岡山SDGs推進パートナーズ【仮称】」については、別紙1「岡山SDGs推進パートナーズ【仮称】について」を参照のこと。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和4年12月16日まで

4 適用範囲

SDGs登録認証制度ロゴマーク等制作業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

5 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 岡山市個人情報保護条例
- (3) その他の関係法令

6 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「岡山市個人情報保護条例」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

7 知的財産権等

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じ、今後、成果品を岡山市が利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、岡山市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

8 損害の賠償

本業務遂行中に、受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

9 プロジェクト管理

受託者は、岡山市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、岡山市が見落とししがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、岡山市への迅速な状況報告等）を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなどの課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、岡山市の承認を得た上で、これを実施すること。

1 0 契約時の提出書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、岡山市の承諾を得なければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託作業表
- (3) 業務責任者届
- (4) 課税事業者届出書
- (5) 委託業務一部再委任通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）

1 1 委託業務の内容

本業務の基本的な内容は、下記のとおりとし、岡山市と調整のうえ業務を進めること。

(1) 岡山市のSDGs推進において使用するロゴマーク（シンボルマーク、ロゴタイプ、ロゴマーク）のデザインの制作

以下のとおり、シンボルマーク、ロゴタイプ、ロゴマークのデザイン等を制作すること。

ア シンボルマークの制作

- ・SDGs（持続可能な開発目標）をイメージしたデザインであること。
- ・SDGsの17色を使用していること。
- ・岡山市の特徴（例：風土、自然、歴史、文化、風景、動植物等）をイメージできるデザインであること。
- ・企業等が活用しやすい洗練されたデザインであること。
- ・SDGs登録企業が名刺等で活用することも想定されるため、名刺に掲載した場合（1センチメートル四方程度）でも認識できるデザインであること。
- ・別紙2「他自治体ロゴマーク例」を参照のこと。

イ ロゴタイプの制作

- ・以下の文字列のロゴタイプを制作すること。
「岡山市」 「岡山」 「OKAYAMA CITY」 「OKAYAMA」
「SDGs」 「SDGs 未来都市」 「SDGs Future City」
「岡山SDGs推進パートナーズ」
- ・アのシンボルマークとの組み合わせで使用することを想定した、洗練されたデザインとすること。

ウ ロゴマーク（シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ）の制作

- ・上記アのシンボルマークとイのロゴタイプの組み合わせ例を制作すること。
※委託者は上記組み合わせ例以外のパターンでも自由に組み合わせを行うことができる。

エ ログマーク使用にあたってのマニュアルの作成

マニュアルには次の項目を記載すること

- ・ログマークのコンセプト
- ・シンボルマーク
- ・ロゴタイプ
- ・ログマーク（シンボルマークとログマークの組み合わせパターン）
- ・シンボルマーク及びロゴタイプのマーク表示色の指定（カラー・モノクロ含む）
- ・ネガティブ（反転）表示パターン
- ・余白（アイソレーションエリア）の設定
- ・使用書体
- ・最小使用サイズの設定
- ・禁止事項の設定

オ 先行商標調査

ア、イ、ウで制作したデザインが商標登録されていないか調査を行うこと。

カ 成果品の提出

(ア) 提出方法

制作したシンボルマーク、ロゴタイプ、ログマーク、マニュアル、先行商標調査結果報告書の電子データをCD-R、DVD-R等電子媒体で提出すること。

ファイル形式は、以下のファイル形式等で提出すること。

- ・シンボルマーク、ロゴタイプ、ログマーク
→AI及びJPEG
- ・シンボルマーク、ロゴタイプ、ログマークの背景が透過したもの
→PNG
- ・マニュアル
→PDF及び印刷したものを2部
- ・先行商標調査結果報告書
→PDF及び印刷したものを1部

(イ) 提出期限 **令和4年12月7日（水）**

(ウ) 提出場所 岡山市役所本庁舎7階SDGs・ESD推進課

キ 注意事項

以下の注意事項は上記（1）ア、イ、ウで制作したデザインにすべて適用する。

- (ア) 本業務において制作された成果品の著作権等は岡山市に帰属する。また、同成果品について岡山市は事前の連絡なく加工及び二次使用できることとする。
- (イ) 描画ソフトにより作成されたもののみを審査対象とする。（手描き等は不可）。
- (ウ) デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

(エ) 他のコンペや募集への二重応募や、岡山市の同意なしに他に公表すること、他用途に用いることは認められない。

(オ) 政治的、宗教的、商業的、反社会的な要素や、誹謗中傷、公序良俗に反する内容を含むものは審査の対象外とする。

(2) SDG s 登録認証制度「岡山SDG s 推進パートナーズ【仮称】」広報動画の制作

令和4年12月末頃から応募を開始する予定のSDG s 登録認証制度「岡山SDG s 推進パートナーズ【仮称】」の応募開始を周知するための動画を制作すること。

ア 目的

当動画は岡山駅東西連絡通路、岡山駅南地下道、イオンモール岡山での放映を前提としており、放映時間は15秒、音声なしという条件のため、同制度募集開始の詳細を説明するものではなく、同制度が創設されたこと、募集が始まっていることの2点を端的に伝えることを目的としている。

イ 映像構成

- ・ 静止画（パワーポイントのような簡易なアニメーション効果を含む）3枚程度のスライドショー形式の動画とする。
- ・ 静止画に表示したい内容を委託者から受託者に提示するので、委託者と協議の上、受託者が上記アの目的に沿った静止画とそれらを繋ぎ合わせた動画を制作すること。

ウ 動画規格

以下の4種類のモニターでの放映が可能なファイルをそれぞれ制作すること。

(ア) 岡山駅南地下道壁面

向き 86インチ液晶 横向き
ファイル形式 WMV9 (Windows Media Video 形式)
サイズ H720×W1280 ピクセル

(イ) 岡山駅東西連絡通路突出し

向き 70インチ液晶 縦向き
ファイル形式 WMV9 (Windows Media Video 形式)
サイズ H1280×W720 ピクセル

(ウ) 岡山駅東西連絡通路壁面

向き 55インチ液晶 横向き
ファイル形式 WMV9 (Windows Media Video 形式)
サイズ H720×W1280 ピクセル

(エ) イオンモール岡山

向き 縦向き
ファイル形式 MP4

サイズ H1920×W1080 ピクセル

エ 動画の長さ 15秒

オ 音声 上記ウ（ア）～（エ）のいずれも不要

カ 成果品の提出

（ア）提出方法

上記ウ（ア）～（エ）の電子データを収録したCD-R、DVD-R等の電子媒体を3つ提出すること。

（イ）提出期限 **令和4年12月16日（金）**

（ウ）提出場所 岡山市役所本庁舎7階SDGs・ESD推進課

キ 著作権等

本業務において制作された成果品の著作権は岡山市に帰属する。また、同成果品について岡山市は事前の連絡なく加工及び二次使用できることとする。

（3）SDGs登録認証制度「岡山SDGs推進パートナーズ【仮称】」広報用フライヤー・ポスターの版下の制作と印刷

令和4年12月末頃から応募を開始する予定のSDGs登録認証制度「岡山SDGs推進パートナーズ【仮称】」の応募開始・制度を周知するためのフライヤーとポスターの版下の制作と印刷。

ア フライヤー仕様

- ・作成部数 20,000枚
- ・仕上り寸法 A4版
- ・印刷形状 両面印刷
- ・用紙 再生コート紙 73kg
- ・印刷色 両面カラー

イ ポスター仕様

- ・作成部数 50枚
- ・仕上り寸法 B2版
- ・印刷形状 片面印刷
- ・用紙 再生コート紙 110kg
- ・印刷色 カラー

ウ フライヤー・ポスター共通仕様

- ・オフセット印刷とすること。
- ・フライヤーは100枚ごとに目印を付けること
- ・作成された成果品の著作権は岡山市に帰属する。また、同成果品について岡山市は事前の連絡なく加工及び二次使用できることとする。
- ・グリーン購入法適合製品であること（但し、やむを得ず基準を満たさない物品等を調達する場合は、基準を参考として第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のもので環境負担ができるだけ小さい物品を調達するように努めること）
- ・グリーン購入法適合製品である場合、環境に配慮した製品であることが分かるよう、各種ロゴマーク等を記載すること。（校正時に確認）

エ フライヤー、ポスターの記載内容・デザイン

- ・フライヤー及びポスターに記載する内容を委託者から受託者に提示するので、委託者と協議の上、デザインを制作すること。
- ・フライヤーは両面、ポスターは片面のため、フライヤーのデザインをそのまま使用することはできない。ポスター用のデザインも必要。

オ 成果品の提出

(ア) 提出方法

印刷したフライヤーとポスターの現物に加えて、フライヤーとポスターの版下の電子データをCD-R、DVD-R等電子媒体で提出すること。電子データの形式はAI及びPDF（余白のないもの）の両方を提出すること。

(イ) 提出期限 **令和4年12月16日（金）**

(ウ) 提出場所 岡山市役所本庁舎7階SDGs・ESD推進課
 ※フライヤー及びポスターの一部については、SDGs・ESD推進課以外の場所の納品となる場合あり。

カ 著作権等

本業務において制作された成果品の著作権は岡山市に帰属する。また、同成果品について岡山市は事前の連絡なく加工及び二次使用できることとする。

1.2 作業経過の報告

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求められることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。
- (2) 本業務の実施中にトラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市に報告しなければならない。また、処置を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

1 3 協議等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は岡山市と受託者で協議の上、岡山市の指示に従い業務を遂行すること。
- (2) 岡山市において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、岡山市はこれを賠償する。
- (3) 岡山市は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託事業者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に岡山市に書面で回答しなければならない。

1 4 再委託

本業務について再委託が必要となる場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

1 5 その他

- (1) 業務上必要な打合せは適宜行うことができることとする。
- (2) 受託者は委託内容において確認事項がある場合は、書面により岡山市に提出し確認を行うことができることとする。
- (3) 受託者は本業務中に事故があった場合は所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について直ちに岡山市に報告すること。
- (4) 業務内容等は、企画競争時点におけるものであり、最適提案者との協議の上、変更を加えることがある。